

第4回 三番瀬再生会議の開催結果（概要）

- 1 日 時 平成17年4月27日（水）午後6時～9時
- 2 場 所 船橋市青少年会館
- 3 出席者数 委員20名 オブザーバー7名
- 4 参加人数 110人
- 5 会 議

【1】開会

【2】知事挨拶

本年度を「三番瀬再生元年」と位置付け、県として主体的に進めていく責任を強く感じる。

今回、諮問した再生計画（基本計画）をできれば6月県議会までに答申願ひ、中長期的な取組計画である「事業計画」の早期策定を目指したい。三番瀬の再生のためのさまざまな主体の協働を通じて、地域からの大きなうねりとしていきたい。

知事から大西会長に再生計画（基本計画）を提出。

【3】議事

議論の進め方として、諮問を受けた再生計画（基本計画）については、再生会議において数回議論を重ねた上で知事に答申することとし、今回の会議では結論としないことが確認された。

（1）三番瀬再生計画（基本計画）について

県の素案説明後、会長から再生計画は、「基本計画」と「事業計画」で構成され、「基本計画」は再生へ向けての基本的な考え方、「事業計画」は基本計画を実現していくための展開方向を示すものとして策定することに共通理解を求めた。

県から、6月県議会までに答申を頂き、パブリックコメント及び県議会の議論を経て決定する予定である旨、説明した。

（主な意見）

- ・ 「事業計画」では、県が主体となって取り組むもの、市が取り組むもの、連携して取り組むものなどを整理する必要がある。
- ・ 「基本計画」の構成として、それぞれの主体の連携に基づく三番瀬再生の推進体制を前段で記載するほうが望ましい。
- ・ 「基本計画」の主体は広く捉え、その推進にそれぞれの主体が事業計画を策定するという位置付けがよい。
- ・ 円卓会議で提示した再生計画案では、三番瀬再生条例の制定が柱としてあったが、その取扱いを再確認したい。
- ・ 習志野、船橋地域の慢性的な交通渋滞の緩和策と三番瀬の再生とは背反するものであり、計画の中での位置付けを明確にしておく必要がある。
- ・ 環境に配慮した護岸整備と防災との向き合い方の議論が必要である。
- ・ 三番瀬に関わる自然や漁業者・地域住民の歴史を踏まえた記述が必要である。また、三番瀬の底質悪化や海底地形の変化といった負の遺産を千葉県としてどう

海域の再生に取り組むかにウエートを置いて整理する必要がある。

- ・ 三番瀬から東京湾全域への広域化が唐突なため、まず、三番瀬流域との関係などを整理する必要がある。
- ・ 三番瀬を活かしたまちづくりを具体化するための戦略、関係者との連携、景観のあり方を明確にする必要がある。(P21 関連)
- ・ 東京湾は国内の他の湾に比べて海水交換が悪くはないため、閉鎖性の強調は三番瀬に限定して記述するほうがよい。(P8 関連)
- ・ 再生計画の実行をチェックする機関を整備する必要がある。
- ・ 地盤高の低下要因は埋立やそれに伴う後背湿地の消滅によることが大きいので、該当部分の記述方法を見直す必要がある。(P11, 13, 17 関連)
- ・ 円卓会議から要望した第二東京湾岸道路及び、江戸川第一終末処理場の取扱いについて、明確に記述してほしい。また、ラムサール条約の登録推進に向けて、漁業者への支援策など、県としての取組を記述されたい。
- ・ 三番瀬の変遷や再生計画案に掲載されている文献・資料も活用されたい。(p6, 7, 11)
- ・ 漁業が環境保全に果たしている役割を記述する必要がある。
- ・ 県としての調整機能の発揮を求めるとともに、三番瀬再生計画案を尊重した「事業計画」の策定に努められたい。
- ・ 「事業計画」が決まっていないので具体的な検討をどうしたらよいかわからない。

(会場からの意見)

- ・ 「基本計画」はよくとりまとめられている。「基本計画」には実施計画のような具体的な記載はなくてよい。
- ・ 「事業計画」の策定にあっては、費用対効果やメリット・デメリットを考慮し、やらない場合を含めて複数案を提示してほしい。

(会長のまとめ)

基本計画素案に対する意見を文書により5月10日(火)までに事務局あて提出願いたい。

(知事所感)

県民参加のもとに県が主体的に取り組んでいく。また、市や国とも協力・連携し、それぞれの行政レベルで役割を果たしていきたい。

(2) 第1回から第3回再生会議までの結果について

県から会議経過を確認するための説明を行い、質疑なく了承された。

(3) 三番瀬再生会議資料集について

県から再生会議で確認された資料を例規的なものとして編集していく旨、説明した。資料集はホームページにも掲載する。

(主な意見)

- ・ 再生会議と評価委員会・個別の検討委員会の関係を確認したい。また、個別の検討委員会の開催に当たっては、再生会議委員が参画しやすいよう会場設営等に配慮されたい。
- ・ 事務局内に三番瀬再生関連スケジュール管理担当者を配置されたい。

(会長のまとめ)

評価委員会は、再生会議の下部組織として設置し、再生会議に専門的な意見を述べる。

個別の検討委員会は、分野別の事業実施計画を策定するために県が別に設置する委員会であり、再生会議委員は、知事の要請に応じて委員となる。

個別の検討委員会の概要はホームページに掲載し、再生会議のホームページとのリンクにより検索しやすいようにする。

(4) 三番瀬「評価委員会」について

県から、三番瀬「評価委員会」運営要領(案)を説明した。

(主な意見)

- ・ 評価委員の構成は学識経験者に限定せず、幅広く考える必要がある。
- ・ 評価委員会には再生会議委員が委員やオブザーバーとして参画しやすいように配慮されたい。
- ・ 専門的知識を有する者として広く人材を募ることが適当である。

(会長のまとめ)

評価委員会は知事が設置するものなので、運営要領(案)は知事が委員を委嘱し、座長を指名するよう訂正する。

「学識経験者」は、「専門的知識を有する者」とする。

(5) (仮称)市川海岸塩浜地区護岸検討委員会の設置について

県から、委員会の設置趣旨、役割等を説明した。

(主な意見)

- ・ 委員構成に「市民団体」とあるが、団体に属していなくても市民が委員に就けるよう配慮願いたい。
- ・ 後背地の街づくりとの関係が重要である。
- ・ 市民団体とは地域住民と理解しているが、2名では少ないので委員の数をふやしてほしい。
- ・ 委員会には再生会議委員が委員やオブザーバーとして参画しやすいように配慮されたい。
- ・ 目的が護岸改修事業に限定されることのないよう、海と陸との連続性に基づく海岸保全をイメージする表現に訂正されたい。
- ・ サテライトオフィスに生物の標本があることの告知や護岸の丁張りの取組など誰もが三番瀬に足を運んでみたくなるような情報を提供されたい。
- ・ 当該委員会の検討事項は、再生会議における重要事項として検討経過は適宜、再生会議で報告されたい。

(会長のまとめ)

委員構成において市民委員の人数をふやすとともに、委員会の目的については海と陸との連続性の回復を踏まえた表現に見直す。

委員会での検討経過は、節目ごとに再生会議に報告する。

(6) 報告事項について

時間の都合により、全項目を次回へ持ち越し

(7) そのほか

三番瀬における市民調査 特に猫実川河口域のカキ礁について
佐野委員からカキ礁保全の重要性について報告された。

(会長のまとめ)

今後、2回の再生会議で議論を重ね、再生計画案の精神を尊重した再生計画として答申することとしたい。

次回：5月18日(水)

次々回：6月16日(木)とする。